

岐阜県公報

第 五 百 六 十 二 号
令 和 七 年 二 月 七 日
(金曜日)

目 次

- 道路の区域変更
告示
（道路維持課）
四七^{ページ}
- 土地改良区役員の就任
公示
（下呂農林事務所）
四八

告 示

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和七年二月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

国一 道般				類の道 種路
号四 百十 八				路 線 名
恵那市笠置町河合字江口 一五九七番三 地先地内		恵那市笠置町河合字江口 一五九七番二 地先地内		区 間
後	前	後	前	別前変区 後更更域
六・四 八・四	五・三 六・七	六・九 二・六	四・六 九・二	員敷 （メ）地の ー）幅 ー）ト
三九〇	三九〇	五九・五	五九・五	（メ）延 ー）長 ー）ト
				備 考

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(土曜日は翌日)

令和七年二月七日

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和七年二月七日

岐阜県知事 江崎 禎英

就任した役員

[illegible]

萩原町 西北部 土地区 改良区	令和 七・一 二四	理事 熊崎 みどり	下呂市萩原町尾崎 一五四九番地
		同 鬼頭恵利	同 尾崎 六五二番地四八

令和七年二月七日発行

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一號

発行者	岐阜県
発行所	岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三 岐阜文芸社